



障害者・困窮者

年金等サポートセンター

2024年4月1日より正式に稼働します！！



社会保険労務士法人For the othersが運営しています。

〒330-0052

埼玉県さいたま市浦和区本太2-23-5

営業時間 / 09:00 ~ 16:30 定休日 / 土・日・祝

TEL / 048-767-7684

E-mail / partnership@fortheothers.group

URL / <https://www.fortheothers.group/center.html>



障害者・困窮者の方が相談にいらした際、

「何か経済的権利があるのでは？」と思ったら・・・

障害者・困窮者年金等サポートセンター

にお繋ぎください！

支 援 例



すでに、次のような機関から相談依頼がきています！

市役所・区役所の
生活困窮者自立支援窓口
生活保護窓口



- ①年金記録調査を実施し、消えた年金記録を統合することで老齢年金を遡及して受給！
- ②精神疾患で休業し、健康保険から傷病手当金を受給！
- ③障害を持っていたことから、障害年金を請求し、遡及して受給！

民生委員・議員



- ①障害を持っていたことから、障害年金を請求し、遡及して受給！
- ②休業を余儀なくされた個人事業者に対して助成金の申請支援！

就労支援センター



- ①知的障害や精神障害、身体障害を持つ方が在籍していたことから、障害年金を請求し、遡及して受給！

居宅介護支援事業所
や病院・施設



- ①障害を持っていたことから、障害年金を請求し、遡及して受給！
- ②残された遺族のために遺族年金・未支給年金を請求して受給！

現在、弊社は生活保護被保護者様の年金記録調査・年金請求代行を実施しています。付随して、このたび、**令和6年度から生活困窮者自立支援制度業務を受託予定**です！

- ◆生活保護被保護者支援：8 地方公共団体様
- ◆生活困窮者自立支援窓口直接連携：6 地方公共団体様
- ◆生活保護被保護者家計改善支援事業：1 地方公共団体様
- ◆生活困窮者自立支援制度「家計改善支援事業」：1 地方公共団体様

(令和6年度新規予定！)